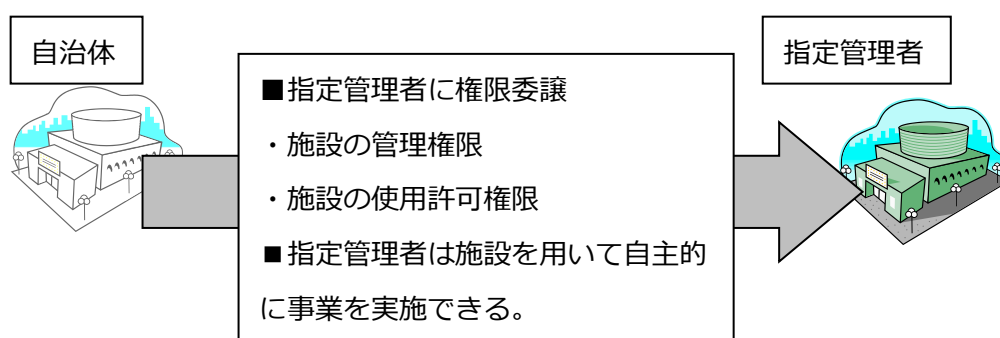


1 指定管理者制度とは

■目的指定管理制度の目的：『多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図る』

■地方自治体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度で、平成 15 年の地方自治法（以下「法」という。）の改正により、従来の「管理委託制度」に替えて創設。



2 平成 26 年度アカデミー関連施設の指定管理者制度状況

	指定管理事業	自主事業
生涯学習施設 【アカデミー文京・ 地域アカデミー 5 館】	・施設の貸出業務／維持監視 ・【生涯学習事業】 ：文京アカデミア講座 地域アカデミーまつり 視聴覚ライブラリー	・各種講座等
文化芸術施設 【響きの森文京公会堂 (シビックホール)】	・施設の貸出業務／維持管理 ・【文化芸術事業】 ：コンサート等ホール事業	・コンサート、寄席等
スポーツ施設 【体育館 3 施設・ 屋外運動場 4 施設】	・施設の貸出業務／維持管理 ・【スポーツ事業】 ：スポーツ教室（水泳教室等）	・スタジオプログラム （ヨガなど） ・スポーツ教室等
森鷗外記念館	・施設維持管理 ・入館者対応 ・資料収集、展示開催等	・ショップ、カフェの運営 ・文学散策の実施